

住宅確保要配慮者の居住の安定確保のニーズ等に関する調査事業を実施する者の公募について

平成26年12月19日

国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅確保要配慮者の居住の安定確保のニーズ等に関する調査事業

(2) 事業目的

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者については、その属性に応じた適切な規模、構造等を有した賃貸住宅が十分に供給されていないこと、民間賃貸住宅市場において入居制限が行われていること等から、その居住水準が比較的低い状況にある場合が少なくない。

また、高齢者世帯等の増加により、住宅確保要配慮者の数は増加していくことが予測されるが、住宅セーフティネットの中核である公営住宅の応募倍率は高く、今後大幅な供給拡大も期待できないなど、公的賃貸住宅のみによる対応は困難な状況にある。

こうした状況の中で、住宅確保要配慮者向けの民間住宅の供給促進が求められているが、施策の推進にあたっては、各地域における住宅確保要配慮者の居住の安定確保のニーズや住宅オーナーの住宅供給意向について適確に把握しておく必要がある。

本事業は、地域ごとの住宅に困窮している住宅確保要配慮者の世帯数、住宅確保要配慮者の住み替え意向、住宅オーナーの住宅供給意向等について調査・分析を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅確保要配慮者向けの民間住宅の供給促進に係る施策の検討のための知見を得ることを目的とする。

(3) 事業内容

(ア) 住宅確保要配慮者の入居ニーズに係る調査・分析

- ① 地域毎の住宅に困窮している住宅確保要配慮者の世帯数に係る調査・分析
- ② 民間賃貸住宅に居住している住宅確保要配慮者の居住実態や住み替え意向等に係る調査・分析

(イ) 民間賃貸住宅等のオーナーの住宅確保要配慮者向け住宅の供給等に係る調査・分析

- ① 空き家となっている住宅の状況（面積、バリアフリー性・耐震性の有無、設備の老朽状況、家賃等）に係る調査・分析
- ② 住宅確保要配慮者の入居を条件とした改修工事の実施意向に係る調査・分析

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成27年1月上旬 ～ 平成27年3月下旬

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電話 03-5253-8111 (内線 39-835)
- ④F A X 03-5253-8140
- ⑤電子 mail ohba-k2qe@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成26年12月19日(金)から平成26年12月25日(木)
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成26年12月26日(金) 18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」

「Adobe acrobat Reader9」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。